

長崎県林業労働力確保改善計画認定要領

(平成20年 3月 6日19林第900号)
改正(令和 5年 3月10日 4林第405号)

第1 趣旨

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号。以下「法」という。)に基づき知事が行う雇用管理及び事業の合理化を図るために必要な改善措置についての計画(以下「改善計画」という。)の認定については、法及び林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成8年政令第153号、以下「政令」という。)、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について(平成8年8林野組第120号・労働省発職第141号事務次官依命通達)、林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について(平成8年8林野組第121号・職発第370号林野庁長官・労働省職業安定局長通達)によるほか、この要領によるものとする。

第2 定義

- 1 法の対象とする「林業労働者」とは、造林、保育、伐採、作業道の開設等森林施業に付帯する作業(以下「森林施業」という。)に従事する労働者をいう。
- 2 法の対象とする「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者(森林法第2条第2項に規定する森林所有者)の組織する団体(林業研究グループ等)
 - (2) 造林業、育林業又は素材生産業を営む者(生産森林組合を含む)
 - (3) 前号に掲げる者の組織する団体
 - (4) 前(3)号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

第3 改善計画の作成

- 1 事業主は、単独で又は他の事業主もしくは長崎県林業労働力確保支援センター(以下「支援センター」という。)と共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な改善措置についての計画(以下「改善計画」という。)を作成するものとする。

なお、共同して改善計画を作成する場合には、共同の改善計画と個別の事業主の改善計画の双方を作成するものとする。
- 2 改善計画には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 改善措置の目標
 - (2) 改善措置の内容
 - (3) 改善措置の実施時期
 - (4) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - (5) 支援センターが法第13条第1項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容
- 3 改善計画は、知事が策定し公表した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)に即するとともに、雇用管理の改善及び事業の合理化のいずれの改善措置についても取り組むものとする。
- 4 改善計画は、事業主の経営全体について作成するものとし、当該事業主が林業以外の事業を営む場合においては、林業以外の事業についても記載するものとする。

従つて、その経営に係る事業所が複数所在する場合にあつても、同一の改善計画を作成することを原則とする。

ただし、林業以外の事業を併せ営む事業主にあつて、林業と林業以外の事業とにおいて、雇用管理及び事業の実施に係る責務が明確に分かれている場合には、林業以外の事

業を改善計画に記載する必要はなく、また、林業以外の事業のみを行っている事業所については改善計画を作成する必要はない。

- 5 経営に係る事業所が2都道府県以上にまたがって所在する場合には、当該事業所の所在するそれぞれの都道府県知事に対して提出するものとする。
- 6 改善計画の実施期間は、5年間（5年次の計画年度の開始の日を含む申請事業体の会計年度の末日を終期とした場合も、実施期間の要件を満たしたものとみなす。）とする。

第4 改善計画の認定申請

- 1 事業主が単独で行う改善計画の認定申請は、「改善計画認定申請書」（様式1号）と「改善計画書」（様式2号）のそれぞれ1通及びそれらの写し各1通に所用の添付書類を添えて、知事に提出して行うものとする。
- 2 事業主が他の事業主もしくは支援センターと共同して行う改善計画（以下「共同改善計画」という。）の認定申請は、「共同改善計画認定申請書」（様式3号）と「共同計画書」（様式4号）並びに「改善計画書」（様式2号）のそれぞれ1通及びそれらの写し各1通に所用の添付書類を添えて、知事に提出して行うものとする。
- 3 前1、2項の認定申請は、事業主の事業所を管轄する振興局長、地方局長及び林業事務所長（以下「振興局長等」という。）に提出するものとする。振興局長等は、様式5号により申請書類1通と所要の添付書類を知事へ進達するものとする。

第5 改善計画の認定

- 1 知事は、第4により計画認定の申請があったときは、次の事項のいずれにも適合する場合に、これを認定するものとする。
 - (1) 申請時まで継続して1年以上の森林施業の実績を有すること。
ただし、森林施業の実績が1年未満の事業主は、支援センターと共同改善計画を作成することで、1年以上の森林施業の実績を有するものとみなす。
 - (2) 改善計画書に記載された第3の2の(1)から(3)までに掲げる事項が、基本計画に照らして適切なものであること。
 - (3) 改善計画書に記載された第3の2の(1)から(4)までに掲げる事項が、改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること。
 - (4) 改善措置の目標が、現状より向上するものであること。
 - (5) 改善措置の内容が、労働基準法その他の労働関係法令に適合すること。
 - (6) 造林、保育、伐採その他の森林施業に従事する森林技術者を3人以上雇用して森林施業を行なう林業事業体であること。
 - (7) 常時5人以上を雇用し森林施業を行う事業主である場合は、雇用管理者を選任していること。選任されていない場合は、選任が計画されていること。
 - (8) 雇用林業労働者に対し、雇用条件を明らかにした書面を交付していること。
 - (9) 支援センターが法第13条第1項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、第3の2の(5)が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。
- 2 知事は、前項の認定をしたときは、「改善計画認定通知書（申請者用）」（様式6号）によりその旨を申請者に通知するとともに、「改善計画認定通知書（関係機関用）」（様式7号）により申請者の事業所の所在地を管轄する振興局長等、支援センター及び森林管理署に通知するものとする。なお、様式6号に付する認定番号は、認定事業体毎に定める番号とする。

第6 改善計画の変更

- 1 認定に係る改善計画（以下「認定計画」という。）の変更を申請しようとする事業主（認定に係る共同改善計画にあっては、支援センターを含む。以下第6及び第7において同

じ。)は「改善計画変更認定申請書」(様式8号)に変更する事項を記載し、当該申請書1通及びその写し1通を振興局長等に提出するものとする。振興局長等は、様式9号により知事へ進達するものとする。

- 2 前1項の認定計画の変更の申請は、次に掲げる場合とする。その他の認定計画の軽微な変更については、「改善計画変更届出書」(様式10号)の受理を持って変更の認定に代えることができるものとする。
 - (1) 改善措置の目標を変更する場合(ただし、事業規模の拡大及び労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度(会計処理上、暦年を採用している事業主の場合には、暦年とする。以下この項において同じ。)の改善措置の計画量に対する3割を超えない範囲内の事業実行に伴う増減については、この限りではない。)
 - (2) 改善措置の項目を追加又は廃止する場合
 - (3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合
 - (4) 改善計画の実施期間を変更する場合
 - (5) 改善計画の実施時期を変更する場合(ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。)
 - (6) 改善措置の実施に係る資金計画について、「改善計画認定申請書」の内訳ごとの設備投資額がおおむね3割を超えて変更する場合
- 3 第5の規定は、認定計画の変更を行う場合について準用する。なお、この場合、申請者に対しては、「改善計画変更認定通知書(申請者用)」(様式11号)により、振興局長等、支援センター及び森林管理署に対しては、「改善計画変更認定通知書(関係機関用)」(様式12号)によるものとする。
- 4 変更後の改善計画の実施期間は、変更前の改善計画の実施期間を含めて5年間(5年次の計画年度の開始の日を含む申請事業体の会計年度の末日を終期とした場合も、実施期間の要件を満たしたものとみなす。)とする。

第7 認定の取消し

- 1 知事は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、事業主に対し、当該認定計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。
- 2 知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込がなくなると認められる場合、又は当該認定計画が第5の認定基準を満たさなくなると認められる場合には、当該認定計画の認定を取消することができるものとする。
- 3 第5の2項は、認定を取消する場合については準用する。なお、この場合、当該事業主に対しては、「改善計画認定取消通知書(事業主用)」(様式13号)により、振興局長等、支援センター及び森林管理署に対しては、「改善計画認定取消通知書(関係機関用)」(様式14号)によるものとする。

第8 改善措置の実施状況等報告

- (1) 改善計画の認定を受けた事業主(以下、「認定事業体」という。)は、毎事業年度の実施状況について、「改善措置実施状況報告」(様式15号)により、当該報告に係る事業年度の終了後3ヶ月を超えない日までに、振興局長等を経由して知事に報告するものとする。
- (2) 認定事業体は、認定計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、改善措置の実施結果について、「改善措置実施結果報告」(様式16号)により、当該報告に係る事業最終年度の終了後3ヶ月を超えない日までに、振興局長等を経由して知事に報告するものとする。

第9 認定事業体台帳の整備

県及び支援センターは、「改善計画認定事業体台帳」（様式 17 号）により、認定事業体に関する台帳を整備することとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 6 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 5 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式1

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画認定申請書

年 月 日

長崎県知事 様

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者名

- 1 営業内容 素材生産業、造林業、製材業、木材流通業、土木建築業、造園業、その他() (造林業は、植付、間伐等森林整備を行う事業主)
- 2 営業組織 株式会社、有限会社、その他会社、森林組合、協同組合、その他法人、個人、その他()

郵便番号

木材業者登録番号

設立年月日

営業年数

資本金(出資金)

事業所の名称及び所在地

- 3 登記簿(抄)本または住民票(別添のとおり)
- 4 納税証明書 (別添のとおり)
(国税、県税、市町村税の未納額がないことの証明書。)

6 改善計画の対象となる
事業所の名称及び住所

7 本県以外に営業区域に
含まれる都道府県

改善計画書

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書

計画期間 自 年 月 日
至 年 月 日

申請者（商号又は名称）

（代表者氏名）

1 改善計画の対象となる事業所

名称	住所

2 事業主の雇用管理及び事業の現状

(1) 事業主の労働力の需給の動向

森林施業の実績が1年未満に該当の有無（有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> ）どちらかに✓

- 1 事業主の最近の労働力需給状況について記載すること。
- 2 森林施業の実績が1年未満に該当する場合は、林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）との共同計画書（様式4号）を作成することとなること、この場合、個別の改善計画書（様式2号）の添付が必要であるが、(2)以降の前年の実績の記載は不要とする。

(2) 組織

ア 役職員数

(ア) 役員数 (常勤) 名 (非常勤) 名

(イ) 職員数(雇用形態別) (人)

雇用形態	雇用実績								合計
	林業現場作業員					事務系等職員			
	素材生産	造林			小計	技術	事務	小計	
常用 (うち通年)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
臨時・季節									
その他									
合計									

- 1 雇用実績には、計画の認定を受けようとする年の前年の雇用実績を記載すること。
- 2 林業作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者（法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）の数を記載すること。
- 3 事務系等職員には、事務系等職員のほか林業現場作業職員でない職員数を含めて記載すること。
- 4 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。
- 6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1か月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(3) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の責任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職及び氏名

事業所は、各々独立して雇用管理を実施し得る区分を指し、労働基準法上の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付・就業規則の作成

事業所名	交付の有無	文書の内容

- 1 事業所は、各々独立して雇用管理を実施し得る区分を指し、労働基準法上の事業場をいう。
- 2 交付している文書(労働条件通知書等)の様式及び就業規則の写しを添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備考
労災保険	人	
雇用保険	人	
健康保険	人	
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。
- 3 健康保険被保険者数及び厚生年金被保険者数には被保険者数を記載すること。
- 4 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 5 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 6 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(エ) 労働災害の発生状況

過去5年間の労働災害の 発生件数(件)	5年前	4年前	3年前	2年前	前年
休業4日以上 の死傷災害					
死亡災害 (死傷災害の内数)					

区分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
厚生労働省労働基準局 長による無災害記録証	()	()	()	()	()

- 1 該当する欄に 印を記載し、()内に直近の無災害記録の起算日を記載すること。
- 2 無災害記録証の写しを添付すること。

イ 事業主の雇用管理の現状

--

- 1 林業労働者の雇用の現状、労働時間、職場環境、安全対策、募集・採用、教育訓練その他の雇用管理の現状について、3の改善措置を行うこととした理由がわかるように記載すること。

(4) 事業内容

ア 事業実績

事業期間(年 月 日から 年 月 日)

区分		事業量	売上高 (単位:百万円)	
林業	素材生産	主伐	m ³	
		間伐	m ³	
		計	m ³	
	造林	植付	ha	
		下刈	ha	
		その他	()	
			()	
			()	
	()			
	計			
上記以外				
林業関連その他				
合計		-		

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とする。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載すること。
- 3 素材生産の事業量は素材換算すること。
- 4 造林のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化、造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

イ 事業区域

区分	事業区域	備考
林業	素材生産	県 市(町・村)
	造林	県 市(町・村)
	上記以外	県 市(町・村)
林業関連その他	県 市(町・村)	

- 1 区分はアに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を超えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

ウ 雇用量及び生産性

事業期間(年 月 日 から 年 月 日)

区分			雇用量(人日)	労働生産性 (m ³ /人日、ha/人日)
林業	素材産	主伐		
		間伐		
		計		
	造林	植付		
		下刈		
		その他	()	
			()	
			()	
		計		
	上記以外			
林業関連その他				
合計				

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年度の前年度について記載すること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。なお、外部に委託した事業は含まない。

エ 資本装備

林業機械保有台数

機種	台数	稼働日数	稼働時間
グラブ			
プロセッサ			
ハーベスタ			
フォワーダ			
スイングヤーダ			
タワーヤーダ			
フェラーバンチャ			
スキッド			
合計			

- 1 計台数及び稼働日数には、計画の認定を受けようとする年の前年の保有台数及び稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については()書外数とすること。

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人数		備考	資格等の区分	人数		備考
	職員	従業員			職員	従業員	
フォレストワーカー				技術士			
フォレストリーダー				技能士			
フォレストマネージャー				林業技士			
森林作業道作設オペレーター				伐木等業務特別教育修了			
森林施業プランナー							
森林経営プランナー							
合計				合計			

- 1 資格等の区分には、フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林経営プランナー、技術士、技能士、林業技士、その他の資格を記載すること。

フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、センター等が実施する研修を終了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。

森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。

森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業にかかる事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。

森林経営プランナーとは、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再造林の推進など、これらの経営を担う者とする。

技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)とする。

技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)とする。

林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。

その他とは、林野庁森林技術森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業技士(グリーンマイスター)、林業技能作業士(グリーンワーカー)その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者(雇用管理の改善に係る資格者を除く。)等とする。

- 人数には、計画の認定を受けようとする年の前年の現有人数を記載すること。

カ 組織化の取組状況

年月	実施内容

- 合併、事業の協業化等を実施した場合には、記載すること。

キ 資本及び負債等

(ア) 財務諸表

貸借対照表及び損益計算書(別添のとおり)

計画の認定を受けようとする直近3か年の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。ただし、直近3か年の財務諸表がない場合は、添付可能な年分及び可能な限り試算表等を添付するものとする。

(イ) 資金調達方法

区分	金額(千円)	備考(適用事業)
自己資金		
借入金	市中銀行資金	
	制度資金	
その他資金		
合計		

制度資金にあっては、適用資金別、適用事業別に記載すること。

3 改善措置の目標、内容、実施時期

(1) 改善措置の基本方針

実施期間	年 月 日 から 年 月 日
雇用管理の改善の取組の方針	
事業の合理化の取組の方針	

(2) 改善措置の実施項目

雇用管理の改善		事業の合理化	
雇用の安定化		事業量の安定的確保	
労働条件の改善		生産性の向上	
労働安全の確保		「新しい林業」の実現に向けた対応	
募集・採用の改善		林業労働者のキャリアに応じた技能向上	
教育訓練の充実		その他の事業の合理化 ()	
女性労働者等の活躍・定着の促進			
高年齢労働者の活躍の促進			
障害者雇用の促進			
その他の雇用管理の改善 ()			

- 雇用管理の改善、事業の合理化のそれぞれについて、実施する改善措置の項目に✓印を記入すること。
- ただし、募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せて行うものとする。

(3) 改善措置の目標、内容、実施時期

ア 役職員数及び組織

(ア) 役員数 (常勤 名) (非常勤 名)

(イ) 職員数(雇用形態別) 年度実績

区分	採用計画					目標年次の職員数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
林業現場作業員数						
常用(うち通年)	()	()	()	()	()	()
臨時・季節						
その他						
合計						

- 林業現場作業職員の雇用期間の区分は、2の(2)のアの(イ)の区分に同じ。
- 採用計画の欄には、当該年次の採用予定者数を記載すること。
- 目標年次の職員数の欄には、2の(2)のアの(イ)の林業現場職員数に採用予定者数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(ウ) 組織

区分	内容	実施期間
1 経営形態		
2 資本金		
3 組織化		

- 経営形態の変更、資本金(出資金)の増資、組織化等を実施しようとする場合には記載すること。
- 資本金(出資金)を増資する場合には、増資する額及び資本調達方法について記載すること。
- 組織化には、合併、事業の共同化その他について記載すること。

イ 雇用管理
(ア) 雇用の安定化

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
通年雇用化の取組の推進						
月給制の導入						
その他()						
その他()						
その他()						

1 実施する年次に✓印を記入すること。以下、(イ)~(ケ)及びウの(ア)~(オ)の項目についても同じ。

(イ) 労働条件の改善

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
所得の確保						
ハラスメント防止対策(義務)						
労働時間の短縮、休日数の増加						
働き方改革の推進、週休制の導入						
社会保険等の加入(任意加入の場合)						
退職金共済制度の加入						
その他()						

(ウ) 労働安全の確保

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
労働安全衛生関係法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づく遵守事項の徹底						
経験や年齢に応じた安全作業に資する研修(安全衛生教育の義務)						
振動機械の操作時間の短縮や労働強度の軽減等						
緊急時の連絡体制の確保						
熱中症の予防や蜂刺され災害の防止等の取組						
林道等整備によるアクセスの改善						
休憩施設の整備						
その他()						

1 労働災害の発生状況を踏まえ、その改善の目標を記載すること。

(I) 募集・採用の改善

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
公共職業安定所の活用や支援センターによる委託募集の活用						
合同求人説明会への参加						
その他()						
その他()						
その他()						

1 改善措置の内容については、他の雇用管理の改善の実施項目とともに取り組むこと。

(オ) 教育訓練の充実

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
教育訓練(OJT)及び教育訓練(OFF-JT)の計画的な実施						
学びなおしの機会の充実						
その他()						
その他()						
その他()						

(カ) 女性労働者等の活躍・定着の促進

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
一般事業主行動計画策定・情報公表(常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主は義務)や「えるぼし認定」等の取組						
就業者と就業に関心を有する者との交流機会の創出						
トイレや更衣室の整備						
作業方法や安全対策の配慮						
ハラスメント防止対策(義務)						
その他()						

1 女性労働者等の雇用がない場合は、女性労働者等の雇用又は雇用に向けた措置について、既に女性労働者等を雇用している場合は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)における一般事業主行動計画の策定等について記載すること。

(キ) 高年齢労働者の活躍の促進

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
高年齢者雇用・就業確保措置の適正な運用						
作業方法の見直し、適正な配置等適切な雇用管理						
その他()						
その他()						
その他()						

(ク) 障害者雇用の促進

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
障害特性等を踏まえた適切な業務配置、作業方法の見直し等の適正な雇用管理 (常時雇用する労働者の数が一定以上の規模の事業主は義務)						
その他()						
その他()						
その他()						
その他()						

(ケ) その他の雇用管理の改善

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5

ウ 事業の合理化
(ア) 事業量の安定的確保

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
森林施業プランナー等の人材の育成						
森林経営管理制度による経営管理実施権の設定の活用						
樹木採取権制度への参加						
その他()						
その他()						

A 事業の種類及び事業区域

区分	事業拡大の目標及び内容	実施区域	実施期間
素材生産			
造林			
上記以外			

- 1 区分は、2の(4)のアの区分に同じ。
- 2 事業拡大の目標については、具体的に記載すること。
- 3 事業区域は、2の(4)のイの区分に同じ。

B 事業量

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)
素材生産	主伐(m ³)					
	間伐(m ³)					
	計					
造林	植付(ha)					
	下刈(ha)					
	その他()					
	その他()					
	その他()					
計						
上記以外						

区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

C 雇用量

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)
素材生産	主伐(人日)					
	間伐(人日)					
	計					
造林	植付(人日)					
	下刈(人日)					
	その他()					
	その他()					
	その他()					
計						
上記以外						
合計						

区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

(イ) 生産性の向上

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
高性能林業機械等の導入						
地域に適した作業システムの検討						
林道等の生産基盤の整備等						
作業システムの整備に必要な人材の育成						
日報の活用による作業システムの改善						
多能工化の取組						
その他()						

A 労働生産性

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)
素 材 産 生	主伐(m ³ /人日)					
	間伐(m ³ /人日)					
	計					
造 林	植付(ha/人日)					
	下刈(ha/人日)					
	そ の 他	()				
		()				
		()				
	計					
上記以外						

労働生産性は、原則として事業量を雇用量で除した数値とする。

B 資本装備(機械保有台数)

機種	整備計画					目標年次 の保有台数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
グラップル						
プロセッサ						
ハーベスタ						
フォワーダ						
スイングヤーダ						
タワーヤーダ						
フェラーバンチャ						
スキッド						

1 整備計画の欄には、当該年次の整備予定台数を記載することとし、1年を超える契約のリース機械及びレンタル機械を含めること。ただし、レンタル機械は()書外数とすること。

2 目標年次の保有台数の欄には、2の(4)のIの現在保有している台数に整備予定台数を加え、廃棄見込み等の台数を減じた台数を記載すること。

(ウ) 「新しい林業」の実現に向けた対応

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
新たな造林技術に関する知識を持つ造林手や、スマート林業等の技術の活用に必要な知識等を持つデジタル人材の育成						
その他()						
その他()						
その他()						
その他()						

(エ) 林業労働者のキャリアに応じた技能向上

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5
林業就業に必要な基本的な知識や技術、技能の習得に関する研修						
一定程度の経験を有する林業労働者を対象とした技術や知識の習得						
複数の現場管理責任者を統括する者への教育訓練						
森林施業プランナーや森林経営プランナー等の育成						
その他()						

A 技術者・技能者数

資格等の区分	技術者・技能者養成計画					目標年次の要員数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
フォレストワーカー						
フォレストリーダー						
フォレストマネージャー						
森林作業道作設オペレーター						
森林施業プランナー						
森林経営プランナー						
技術士						
技能士						
林業技士						
伐木等業務特別教育修了						

- 1 資格等の区分は、2の(4)のオの区分に同じ。
- 2 技術者・技能者養成計画の欄には、当該年次の養成予定者数を記載すること。
- 3 目標年次の要員数の欄には、2の(4)のオの現在資格等を有している人数に養成人数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(オ) その他の事業の合理化

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5

4 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

ア 雇用管理の改善

区分	資金の種類	金額(千円)	償還条件等	実施時期	備考
雇用の安定化					
労働条件の改善					
労働安全の確保					
募集・採用の改善					
教育訓練の充実					
女性労働者等の活躍・定着の促進					
高年齢労働者の活躍の促進					
障害者雇用の促進					
その他の雇用管理の改善					
合計					

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を()書外数として記載すること。
- 3 備考欄には、資金名等を記載すること。

イ 資本装備等

区分	資金の種類	金額(千円)	償還条件等	実施時期	備考
事業量の安定的確保					
生産性の向上					
「新しい林業」の実現に向けた対応					
林業労働者のキャリアに応じた技能向上					
その他の事業の合理化					
合計					

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を()書外数として記載すること。
- 3 備考欄には、資金名等を記載すること。

様式3号

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画認定申請書

年 月 日

長崎県知事 様

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者名

- 1 構成員（様式第4号「1 計画策定事業主の概要」のとおり）
- 2 改善計画書（別紙のとおり）
（構成員の個別の改善計画についても添付のこと）

共同改善計画書

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書

計画期間 自 年 月 日
至 年 月 日

申請者（代表者の商号又は名称）

（代表者氏名）

(2) 共同改善措置の項目とそれに参加する事業主

ア 雇用管理の改善

項目	実施の有無 (又は×)	参加事業主数
雇用の安定化		人
労働条件の改善		人
労働安全の確保		人
募集・採用の改善		人
教育訓練の充実		人
女性労働者等の活躍・定着の促進		人
高年齢労働者の活躍の促進		人
障害者雇用の促進		人
その他の雇用管理の改善		人

募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せて取り組むこと。

イ 事業の合理化

項目	実施の有無 (又は×)	参加事業主数
事業量の安定的確保		人
生産性の向上		人
「新しい林業」の実現に向けた対応		人
林業労働者のキャリアに応じた技能向上		人
その他の事業の合理化		人

(3) 共同改善措置の目標。実施時期、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法。

ア 雇用管理

(雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の活躍・定着の促進、高年齢労働者の活躍の促進、障害者雇用の促進その他の雇用管理の改善)

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5

改善措置の項目ごとに別様とすること。

イ 事業の合理化

(事業量の安定的確保、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応、林業労働者のキャリアに応じた技能向上その他の事業の合理化)

改善措置の目標						
改善措置の内容	改善措置の実施方法	年次				
		1	2	3	4	5

改善措置の項目ごとに別様とすること。

ウ 資金調達方法

年次	項目	調達方法				備考
		自己資金	制度資金	市中資金	補助金	
1 年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
2 年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
3 年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
4 年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
5 年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					

5 センターが事業主の委託を受けて労働者の募集を行う場合の当該募集の従事者及び内容。

(1) 募集従事者

氏名	
役職	

センター職員のうち、募集業務に従事する者を記載すること。

(2) 募集内容

賃金	
労働時間及び休日	
その他の募集内容	

6 その他

共同改善計画の実施体系図

様式5号

年 月 日

長崎県知事 様

振興局長等

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び
森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために
必要な措置についての(共同)計画認定申請書について(進達)

このことについて、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の規定
により、 から別添のとおり申請があったので送付します。

記

- 1 申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名
(共同の場合は代表者で他何名と記す。)

2 添付書類

名称	有無	名称	有無
申請書(様式1号又は3号)		貸借対照表	
計画書(様式2号又は4号)		損益計算書	
登記簿謄(抄)本又は住民票		支援センター同意書	
納税証明書			
雇用に関する文書の様式			
就業規則			

様式7号

改善計画認定通知書（関係機関用）

年 番月 号日

関係機関長 様

長崎県知事

年 月 日付で から申請のあった改善計画について、
別添写しのとおり林業労働力確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により
認定したので通知します。

改 善 計 画 変 更 認 定 申 請 書

年 番 号
月 月 日

長崎県知事 様

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者名

年 月 日付で認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更
したいので、林業労働力確保の促進に関する法律第6条第1項の規定により申請
します。

記

- 1 変更事項の内容(別添のとおり)
- 2 変更の理由

(添付資料)

- (1) 変更箇所は赤書記載とすること。
- (2) 変更後の内容を記載した様式2号「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」(共同改善計画の認定事業体にあつては、様式4号「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書」及び様式2号「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」)
- (3) 様式15号「改善措置実施状況報告」(ただし、既に提出したものを除きます。)
- (4) 認定事業主における直近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、直近2年間の事業用資産の概要を記載した書類。ただし、既に提出したものを除きます。)

様式9号

年 月 日

長崎県知事 様

振興局長等

改善計画変更認定申請書について(進達)

このことについて、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第1項の規定により、 から別添のとおり申請があったので送付します。

記

- 1 申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名
(共同の場合は代表者で他何名と記す。)

2 添付書類

名称	有無	名称	有無
申請書(様式8号)		貸借対照表	
変更計画書(様式2号又は4号)		損益計算書	
登記簿謄(抄)本又は住民票		支援センター同意書	
納税証明書		改善措置実施状況報告(様式2号)	
雇用に関する文書の様式			
就業規則			

改 善 計 画 変 更 届 出 書

年 番 月 号 日

長崎県知事 様

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者名

年 月 日付で認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更
したいので、林業労働力確保の促進に関する法律第6条第1項の規定により届け
出ます。

記

- 1 変更事項の内容(別添のとおり)
- 2 変更の理由

様式11号

改善計画変更認定通知書（申請者用）

認定番号 年 番月 号日

申請者 様

長崎県知事

年 月 日付で申請のあった改善計画の変更について、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第3項の規定により認定します。

様式12号

改善計画変更認定通知書（関係機関用）

年 番月 号日

関係機関長 様

長崎県知事

年 月 日付で から申請のあった改善計画の変更に
ついて、別添写しのとおり林業労働力確保の促進に関する法律第5条第3項の規
定により認定したので通知します。

改善計画認定取消通知書(事業主用)

年 番月 号日

事業主 殿

長崎県知事

年 月 日付で認定をした貴殿の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

なお、この処分に対する不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由が無い限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

記

取消しの理由

様式14号

改善計画認定取消通知書（関係機関用）

年 番月 号日

関係機関長 様

長崎県知事

年 月 日付で認定した の改善計画は、下記の理由に
該当すると認められますので、別添写しのとおり林業労働力の確保の促進に関する
法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

記

取消の理由

改善措置実施状況報告

年 月 日

長崎県知事 様

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者名

年 月 日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施状況(年次)を報告します。

1 実施した改善措置の内容

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容	改善措置の実施上の問題点及び今後の対応方針
雇用 管理 の 改 善	雇用の安定化		
	労働条件の改善		
	労働安全の確保		
	募集・採用の改善		
	教育訓練の充実		
	女性労働者等の活躍・定着の促進		
	高年齢労働者の活用の促進		
	障害者雇用の促進		
	その他の雇用管理の改善 () ()		
事業 の 合 理 化	事業量の安定的確保		
	生産性の向上		
	「新しい林業」の実現に向けた対応		
	林業労働者のキャリアに応じた技能向上		
	その他の事業の合理化 () ()		

2 事業主の雇用管理及び事業の現状(年次)

(1) 組織

ア 役職員数

(ア) 役員数 (常勤) 名 (非常勤) 名

(イ) 職員数(雇用形態別) (人)

雇用形態	雇用実績			うち採用者数	目標年次の職員数 (改善計画書より転記)
	林業現場 作業職員	事務系等職員	計		
常用 (うち通年)	()	()	()		()
臨時・季節					
その他					
合計					

(2) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職及び氏名

(イ) 雇用に関する文書の交付

事業所名	交付の有無	文書の内容

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備考
労災保険	人	
雇用保険	人	
健康保険	人	
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

(3) 事業内容
ア 事業実績

事業期間(年 月 日から 年 月 日)

区分			事業量		売上高 (単位:百万円)
			事業期間内の実績	目標年次の計画 (改善計画書より転記)	
林業	素材生産	主伐	m ³		
		間伐	m ³		
		計	m ³		
	造林	植付	ha		
		下刈	ha		
		その他	()		
			()		
			()		
	計				
	上記以外				
林業関連その他					
合計					

イ 事業区域

区分		事業区域	備考
林業	素材生産	県 市(町・村)	
	造林	県 市(町・村)	
	上記以外	県 市(町・村)	
林業関連その他		県 市(町・村)	

ウ 雇用量及び生産性

事業期間(年 月 日から 年 月 日)

区分			雇用量(人日)		労働生産性(m ³ /人日,ha/人日)	
			事業期間内の実績	目標年次の計画 (改善計画書より転記)	事業期間内の実績	目標年次の計画 (改善計画書より転記)
林業	素材生産	主伐(人日)				
		間伐(人日)				
		計				
	造林	植付(人日)				
		下刈(人日)				
		その他	()			
			()			
			()			
	計					
	上記以外					
林業関連その他						
合計						

エ 資本装備
林業機械保有台数

機種	台数	稼働日数	稼働時間	目標年次の保有台数 (改善計画書より転記)
グラップル				
プロセッサ				
ハーベスタ				
フォワーダ				
スイングヤーダ				
タワーヤーダ				
フェラーバンチャ				
スキッド				
合計				

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人数	目標年次の要員数 (改善計画書より転記)	備考
フォレストワーカー	()		
フォレストリーダー	()		
フォレストマネージャー	()		
森林作業道作設オペレーター	()		
森林施業プランナー	()		
森林経営プランナー	()		
技術士	()		
技能士	()		
林業技士	()		
伐木等業務特別教育修了	()		
	()		
	()		
合計	()		

【記載要領】

1 実施した改善措置の内容

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 改善措置の実施上の問題点には、改善計画において記載した改善措置の内容が計画どおりに取り組めなかった理由等を記載すること。
- 3 認定計画の実施期間の最終年次は、「改善措置実施結果報告」と併せて報告すること。

2 事業主の雇用管理及び事業の現状

(1) 組織

ア 役職員数

(イ) 職員数(雇用形態別)

- 1 雇用実績には、当該報告に係る事業年度の雇用実績を記載すること。また、うち採用者数には、当該報告に係る事業年度において新たに採用した者の人数を記載すること。
- 2 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者(法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。)の数を記載すること。
- 3 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員数を含めて記載すること。
- 4 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労するものをいう。
- 6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1か月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。
- 7 目標年次の職員数は、改善計画書の3の(3)のアの(イ)の「目標年次の職員数」を転記すること。

(2) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付・就業規則の作成

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書(労働条件通知書等)の様式及び就業規則の写しを添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。
- 3 健康保険被保険者数及び厚生年金被保険者数には被保険者数を記載すること。
- 4 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 5 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 6 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(3) 事業内容

ア 事業実績

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とする。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載すること。
- 3 素材生産の事業量は素材材積換算すること。
- 4 造林のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。

- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化、造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。
- 7 目標年次の計画は、改善計画書の3の(3)のウの(ア)のBの「目標年次(5年次)」の数値を転記すること。

イ 事業区域

- 1 区分はアに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を超えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

ウ 雇用量及び生産性

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。なお、外部に委託した事業は含まない。
- 3 雇用量(人日)の目標年次の計画は、改善計画書の3の(3)のウの(ア)のCの「目標年次(5年次)」の数値を転記すること。
- 4 労働生産性(m^3 /人日,ha/人日)の目標年次の計画は、改善計画書の3の(3)のウの(イ)のAの「目標年次(5年次)」の数値を転記すること。

エ 資本装備

林業機械保有台数

- 1 計台数及び稼働日数には、当該報告に係る事業年度の保有台数及び稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については()書外数とすること。
- 3 目標年次の保有台数は、改善計画書の3の(3)のウの(イ)のBの「目標年次の保有台数」を転記すること。

オ 技術者・技能者数

- 1 資格等の区分には、フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林経営プランナー、技術士、技能士、林業技士、その他の資格を記載すること。
フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、センター等が実施する研修を終了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業にかかる事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。
森林経営プランナーとは、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再造林の推進など、これらの経営を担う者とする。
技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)とする。
技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)とする。
林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。
その他とは、林野庁森林技術森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業技士(グリーンマイスター)、林業技能作業士(グリーンワーカー)その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者(雇用管理の改善に係る資格者を除く。)等とする。
- 2 人数には、当該報告に係る事業年度の現有人数を記載し、当該事業年度に新たに要請した人数を()書内数として明記すること。
- 3 目標年次の要員数は、改善計画書の3の(3)のウの(ウ)のAの「目標年次の要員数」を転記すること。

改善措置実施結果報告

年 月 日

長崎県知事 様

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者名

年 月 日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施結果を報告します。

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容
雇用管理の改善	雇用の安定化	
	労働条件の改善	
	労働安全の確保	
	募集・採用の改善	
	教育訓練の充実	
	女性労働者等の活躍・定着の促進	
	高年齢労働者の活用の促進	
	障害者雇用の促進	
	その他の雇用管理の改善 () ()	
事業の合理化	事業量の安定的確保	
	生産性の向上	
	「新しい林業」の実現に向けた対応	
	林業労働者のキャリアに応じた技能向上	
	その他の事業の合理化 () ()	

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 認定計画の実施期間中に取り組んだ全ての改善措置の内容について記載すること。

